

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 秀和会が開設する鮎川さくら館デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う基準型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「基準型通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な基準型通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の基準型通所介護従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 鮎川さくら館デイサービスセンター
- 二 所在地 茨城県日立市国分町三丁目 12 番 10 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（特別養護老人ホーム 鮎川さくら館の施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二 基準型通所介護従業者

- 生活相談員 1 名（常勤職員）
- 介護職員 1 名以上
- 看護職員 1 名

通所介護従業者は、基準型通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する基準型通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の基準型通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して基準型通所介護計画の作成等を行う。

三 機能訓練指導員 1 名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、

助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時～午後6時
- 三 サービス提供時間 午前9時00分～午後4時15分

(基準型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護事業も含めて、1日18人とする。

(基準型通所介護の内容)

第7条 基準型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事サービス
- 二 入浴サービス
- 三 送迎サービス
- 四 アクティビティの実施

(基準型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 基準型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該基準型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 食費 628円
- 二 オムツ代 実費で徴収
- 三 日用消耗品、レク費 303円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、日立市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は基準型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 入浴サービスの形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- 三 給食サービスを利用する際の留意事項
 - ア 準備、後始末の介助

- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助
- エ 調理

四 アクティビティの実施

(1)体操や創作活動

五 送迎サービスを利用する際の留意事項

- (1) 障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 基準型通所介護従業者等は、基準型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準型通所介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び基準型通所介護従業者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、基準型通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、感染症の発生、まん延を防ぐために次号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を定期的実施する。

- 3 事業所は、基準型通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第16条 基準型通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、基準型通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、基準型通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、基準型通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(記録の整備)

第17条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、その完結日から5年間保存する。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した基準型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第20条 利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の処置を講じる。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを日立市に通報するものとする。

（身体拘束）

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（就業環境の確保）

第22条 適切な基準型通所介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第23条 すべての基準型通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、基準型通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 随時

- 2 基準型通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年6月1日に改正、施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日に改正、施行する。
- 4 この規程は、令和3年8月1日に改正、施行する。
- 5 この規程は、令和6年4月1日に改正、施行する。